



「諸伺覚書」(毛利家文庫11政理104)



13

ツカウ・イカス ①

萩藩当職所の文書管理と記録作成

《インデックスタブを付けた冊子》

上の写真は、萩藩の郡奉行所(農政担当部局)で使用していた「諸伺覚書」というファイルです。藩内各宰判から上申された案件を宰判別に書き留めています。必要な案件を早く検索できるよう、丁の上部に「小郡」「山口」「美祢」など宰判名を記した小札(インデックスタブ)を付けているのが特徴的です。

藩の各役所では業務に伴いたくさんの文書を作成し保存していました。PCもデータベースも無い時代、保存文書から必要な情報をすばやく効率的に選び出す仕組みを整備することは重要な課題でした。

《当職所の文書管理》

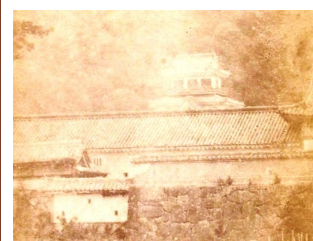
萩藩の当職所は、民政・財政を統括する国許の最高職・当職に附属した役所です。当職手元役や祐筆役などの役人で構成されていました。他役所に比べてはるかに膨大で多様な文書を保存していた当職所では、さまざまな方法でその管理を行っていました。

(1) 大記録の編纂

正徳5年(1715)3月、当職所では大記録方を置き「大記録」の編纂を始めました。当職所のみならず他役所の文書も調査して、業務の参考となる出来事に関する一件記録をまとめるものでした。事業は享保9年(1724)1月まで続けられ、藩政初期から享保2年までの出来事をまとめた120冊の記録を作成しました(毛利家文庫55日記3)。

(2) 文書整理と目録作成

当職所では定期的に保存文書を整理し目録を作成しました。最初の整理は、藩政初期から元禄頃(1700年代初め)までの文書を対象として、享保17年(1732)に実施し、文書目録「御職代々交割目録」を作成しました。以後、宝暦・明和期、寛政期、文政期とほぼ20~30年周期で整理を行っています。最初の「御職代々交割目録」では主題分類と編年分類が併用されましたが、宝暦期以降はすべて主題分類でした。これは、検索のしや



書庫としての萩城櫓

萩城に24もあった櫓は、その各役所に割り当てられ、書庫、倉庫として利用されるようになります。当職所が享保期の文書整理後に櫓(櫓名不明)で文書を保存したほか、郡奉行所が三重櫓、上御用所が山中櫓、上勘所が南御門櫓を文書の保存場所としています。1800年代前期、南御門櫓保存文書を藩士ら2名が盗み出し、萩市中の古金屋へ売り払う事件が発生し、藩は関係者を厳罰に処しています。櫓保存文書もあくまで藩に必要な「公物」である、という判断でした(51罪科80)。

すさが重視されたためです。

(3) 当職所記録方の設置

当職所では、明和4年(1767)閏9月以降、文書管理を専門に扱う当職所記録方という役人を置きました。この役職は、以後何度かの未設置期間をはさみながら幕末まで続き、就任者はのべ22名に及びます。当職所記録方は、定期的な文書整理・目録作成のほか、記録検索手段の整備、特定案件に関する調査作業、他役所からの問い合わせへの対応(レファレンス)などを担当しました。同職経験者が、のち当職所右筆役に昇進した例も少なくありません。

(4) 記録検索手段の整備

文化・文政年間(1800年代前期)、当職所で膨大に保存している冊子形態の記録(「日記」や「〇〇控」等)の検索効率を高めるため、「相府年表」と「当用諸記録提要」が作成されています。文化12年(1815)完成の「相府年表」は、出来事を年表形式で記し、それに関連する内容を含む記録を略号を示したものです。完成後も弘化4年(1847)まで書き継がれており、その有用性がうかがわれます。文政8年(1825)完成の「当用諸記録提要」は、設定した主題ごとに記事を書き上げ、典拠となる記録名を略号で記したものです。両書とも当職所記録方を務めた渡辺平吉が作成しています。

《当職所記録仕法》

「当職所記録仕法」(9諸省70)は、寛保2年(1742)当職山内縫殿の命を受けた藩士柿並市右衛門が、当職所の新たな記録「国相府録」の作成方法と文書管理ルールをまとめたマニュアルです。「国相府録」は、従来の記録作成上の問題点をふまえ、「公儀御届沙汰事」など17の主題別に関連情報を集約する形式の記録で、加えて、口頭での指示や処置を下した時の考え方(「沙汰心」といった、ふつう文書には残りにくい情報を残すことを意図したユニークなものです。結局「国相府録」は、寛保元～3年分18冊(9諸省7)がモデル的に作成されるに止まりましたが、当時の文書管理のあり方、記録作成に対する意識を知る上で、「当職所記録仕法」は貴重な史料となっています。



「当職所記録仕法」(左下)と「国相府録」

【「国相府録」で設定された17の主題】

「国相府録」は以下の17主題ごとに作成される計画でした。当職所が必要とした情報(先例)の種類をここから読み取ることができます。

- ①公儀御届沙汰事／②長崎御奉行・御目付御通路沙汰事／③御大名御通路沙汰事／④御城米船・銅船破損沙汰事／⑤朝鮮船・対州船漂着沙汰事／⑥自他国破損船沙汰事／⑦自他国寺社沙汰事／⑧他国諸事之沙汰事／⑨御三家状之内有馴候分之文格／⑩徳山沙汰事／⑪長府・清末沙汰事／⑫岩国沙汰事／⑬御使者御勤沙汰事／⑭御家来・町人沙汰事／⑮凶事沙汰事／⑯目安懸り相沙汰事／⑰雑部